

法教育の更なる普及と発展に尽力する宣言

当連合会は、2004年11月に開催された定期大会において、「法教育実践に向けての宣言」（以下「2004年宣言」という。）を採択した。

2004年宣言は、法教育の意義を説き、自立した市民による民主主義社会を持続発展させるために、一般市民とりわけ学校教育現場における法教育が重要かつ必要であることを訴えるものであった。そして、我々弁護士は、法の専門家として法教育の普及と実践に向けた積極的な取組をなすべき責務があり、当連合会は、法教育の普及と実践に尽力することを誓うものであった。

2004年宣言を受け、当連合会及び四国内の各弁護士会において、法教育の実践が行われてきたところである。一方、2004年宣言以降、法務省における法教育推進協議会の設置や、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領の改訂等があり、法教育は、学校教育の現場においてもその必要性和重要性について理解が広まり、普及しつつある。加えて、公職選挙法の改正により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、これに伴い、高等学校における必修科目「公共（仮称）」の新設など、主権者教育の実践に向けた動きが急速に進んでいる。

しかし、学校現場における法教育への取組は、未だ一部の学校や児童生徒を対象とするものにとどまっており、広く四国内の小学校、中学校、高等学校において法教育に関する十分な取組がなされているとはいえない状況にある。また、未だ法教育の意義や内容について、法制度の知識の習得と捉えられることが多く、当連合会が目標とするような、法制度の知識の習得にとどまらず、その根底にあり法を支える原理や価値などを教え、自己と他人を尊重するための技法を身につけるための法教育が広く浸透しているとまではいい難い状況にある。当連合会及び四国内の各弁護士会においても、その実践例に目を向ければ、知識習得型の法教育の実践を求める学校側の要請に応えるような形で法教育の実践がなされ、法の原理原則や自己と他人を尊重する技法を学ぶような授業となっていない場合もあり、当連合会が求める法教育について、十分な実践例を積み重ねてきたとはいえないのが現状である。

このような課題を踏まえ、当連合会は、法教育の重要性を今一度確認する必要がある。個人の尊厳が尊重される自由で公正な民主主義社会を築くためには、民主的な社会を担うに足る市民的資質を育むことが重要である。このような市民的資質を育むためには、子どもたちが、細かな法的知識を習得するのではなく、法の基礎にある価値や原則に対する基本的な理解を重視し、法的な考え方や法的参加の技能を身につけることで、個人が尊重される自由で公正な社会を構築しようとする意欲・

態度を育てることが重要であり、そのような教育が当連合会の目標とする法教育である。

そして、法教育の目指すところは、弁護士の実務である基本的人権の擁護と社会正義の実現に直結するものである。また、弁護士は、法の原理原則についての専門職であるだけでなく、利害や価値観を異にする他者との理性的な議論についての専門職でもあり、在野の法律実務家としても学校教育現場に関与していくことがより重要である。

そもそも、弁護士が基本的人権の擁護と社会正義の実現という職責を果たしていくためには、弁護士及び弁護士の職務については法に対する市民の理解と信頼を得ることが必要不可欠であり、法教育が我々の職務・職責を果たすために必要不可欠であることを強く自覚しなければならない。

そこで、当連合会は、法教育の重要性と当連合会の責務に鑑み、選挙年齢の引き下げなどに伴って学校教育現場における法教育の関心がより一層高まった現在において、2004年宣言以降の法教育の現状と課題に対し、以下のような活動に取り組み、法教育の更なる普及と発展のために、より一層尽力することを宣言する。

1 教員等との更なる連携・協力体制の構築・強化

学校教育現場における法教育授業実施のためには、教員と弁護士が連携協力し相互の知識・技能・経験を共有することが必要不可欠であり、法教育授業の実施、授業案や教材の開発等の場面において、教員と弁護士が協働していく必要がある。そのための方場として、例えば法教育研究会の設置等の定期的・継続的な連携・協力の機会を設ける体制を構築する。

また、弁護士・弁護士会において、具体的なイメージが持てるような法教育メニューを学校側に提示して実施例を積み重ねることや、連携の在り方や情報提供の方法等について教育委員会へ働きかけなどを行っていく。

2 法教育に積極的に取り組む弁護士の養成・確保

幅広い法教育のニーズに応えるためには、広く弁護士会ないし当連合会全体で法教育に取り組み、その人材の養成、確保に努め、弁護士も授業案や教材の作成方法、学校教育における授業の進め方等の技能を学ぶことができる機会を設ける。

3 教員養成課程や教員研修における法教育の実践

法教育の目指すところは、教育の基本であり、全ての教員において法教育の意義や理念を理解することが重要である。そのため、教員養成課程や教員となった後も法教育に関する演習・研修等を受ける機会を設ける必要があり、文部科学省、教育委員会、大学等に対し、そのための施策を講じるように求める。

そして、弁護士・弁護士会は、このような演習・研修等に対し、これを協働して策定することや、必要な助言を行うこと、講師等を派遣することなどにより関与していく。

4 法教育に関する広報の拡充

法教育の意義や重要性について、教育委員会や学校教員、教育関係者へ広報していく必要がある。これとともに、保護者や地域社会の理解と支援が不可欠である。そこで、これらの人々に対し法教育の意義や内容を理解してもらうために、法教育メニューをホームページ上で掲示することやチラシを作成・配布していくこと、学校現場以外の公的な場において親しみやすい方法で法教育を実践することなどの広報活動を行っていく。

5 法教育実践のための組織体制の構築

法教育を継続的かつ効果的に実践していくには、法教育実践のための組織体制の構築が必要である。そこで、①申込窓口の明確化、②派遣弁護士の登録名簿の作成、派遣講師の選定、研修の実施等の派遣弁護士の育成・管理、③実施された授業の報告・検証、④広報体制の構築・管理等の組織体制の構築等に努める。

さらに、四国内の各弁護士会が相互にその連携・協力を強め、法教育教材の作成・共有や、授業の実施例の紹介、教員との連携方法の情報共有等を行っていく。

2016年（平成28年）11月18日

四国弁護士会連合会